

告 知

版・こくちばん

(現地ルボのつづき)

(4)

われるものが多いようです。塵

芥の処理は完全にしてほしいと

思います。

などの話し合いかなされました。

若く、そして花咲く平和な部落

「片山」につづく部落が、市内の

あちこちに生れ育つてゆくこと

をのぞみつ……。

防ぐために

停電を

しましょう。

事をするときは
四国電力へ連絡

しましょう。

「合併後は、市の執行部とはそ
遠になっているが、ひざをつき
合せて地区民と話し合いをもつ
てももらいたいのです。」

「し尿処理場をぜひつくっては
しい。山へ捨てているし尿が、
新しい山へ捨てる」と思

ます。流れくる品物を見る

に上流のものの流したものと思

う。流水のもの流したものと思

う。支給の額

は、八月二十日の受付開始日よ
り、四十二年三月末日までです。

この期間に請求書の提出がない

場合は、受給資格者であっても
給付金は支給されません。資格の

ある方は必ずに請求をしてくだ
さい。

この期間に請求書の提出がない

場合は、受給資格者であっても
給付金は支給されません。資格の

ある方は必ずに請求をしてくだ
さい。

支給される給付金の額は、買収
された農地の面積に反当りの単価
を乗じて算出した額とされています。

反当りの単価は

一反（一町まで）二万円

一町（二町まで）一万円

二町（三町まで）六千円

三町以上）二千円

一せ（畝）一反（二町まで）六千円

一律二万円となっています。

給付金の請求

給付金の請求をしようとする者

は、八月二十日の受付開始日よ
り、四十二年三月末日までです。

この期間に請求書の提出がない

場合は、受給資格者であっても
給付金は支給されません。資格の

ある方は必ずに請求をしてくだ
さい。

この期間に請求書の提出がない

場合は、受給資格者であっても
給付金は支給されません。資格の

広報ナンコク

(5)

広報ナンコク

(4)

広報ナンコク

(4)

旧地主に報償金を支給

農地報償法実施する

8月20日より受付開始

農地報償法実施する

農地報償法実施する